

## 下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針

2020年8月21日

学生、教職員、保護者、地域のみなさまへ

公立大学法人 下関市立大学  
理事長 山村 重彰  
下関市立大学  
学長 川波 洋一

新型コロナウイルス感染症については、6月下旬以降、国内各地で連日多数の感染者が報告され、山口県でも8月20日までに100名の感染者が確認されています。中でも若年層の感染者が増えており、学校内でのクラスターの発生も各地で報告されている状況に、本学としても今まで以上に警戒感を強めているところです。しかしながら春学期中、ほとんど大学にも行けず、学生生活に不安を抱えたり、学生同士のつながりを求めたりする学生が少なくないという現状もあります。

これを受け、本学では引き続き感染予防には十分な配慮の上、施設の利用、学修上の規制について下記のとおりといたします。

- ・ 秋学期の授業については、感染防止策を徹底した上で、一部の授業で対面授業を再開します。
- ・ 本学の学生に限り、引き続き学内の許可された施設の利用を認めます。学内利用の際には、必ずマスクを着用してください。なお、授業のために入構した場合も、感染防止のため授業終了後はできるだけ速やかに帰宅して下さい。
- ・ 一般の方の施設利用、貸出については、引き続き制限を行います。
- ・ 遠隔授業の受講にあたり、受講環境が整わない学生を対象に、学内パソコン実習室の利用を感染予防の配慮などの一定条件のもとで引き続き認めます。
- ・ キャリアセンターは、感染予防に十分配慮の上、学生の就職活動を積極的に支援します。
- ・ 附属図書館は、感染予防に配慮しつつ、教育研究が円滑に行われるよう図書館業務を行います。
- ・ 相談支援センターは、感染予防に配慮しつつ、相談業務を行います。
- ・ 学内への立ち入りにあたっては、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者の立ち入りは認めません。
- ・ 部活動やサークル活動は、引き続き禁止とします。ただし、今後の段階的な再開に向けて、大学としても検討を行っていきます。
- ・ 教職員が業務のために行う出張は、県外への移動を伴うものを含め、移動先の情報を確認した上で、個別に判断します。

- ・ 学内会議については、引き続きオンライン会議やメール会議等の活用を継続します。ただし、対面での開催を要する場合は、議長が会議内容を精選して行うこととし、感染拡大を予防する措置を徹底します。

今後、新型コロナウイルス感染症の全国的、地域的発生状況を注視しつつ、大学における教育研究活動、業務運営の平常化にむけて段階的に規制を緩和していく予定です。なお、利用が認められる施設の詳細については、ホームページ等でお知らせいたします。

ひとりひとりが、自身が感染しない、他人に感染させないことを心掛け、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防には十分に努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

公立大学法人下関市立大学危機対策本部  
電話 083-252-0288